

第1回「子どもと家族を応援する日本」
重点戦略検討会議「働き方の改革分科会」

資料4

平成19年3月15日

少子化対策について

平成19年度少子化社会対策関係予算案のポイント

資料3

○平成19年度少子化社会対策関係予算案の総額は1兆7,064億円(前年度比12.3%増)

○平成19年度は、「新しい少子化対策について」(18年6月少子化社会対策会議決定)等を踏まえ、少子化対策を強力に推進

(1) 子育て支援策

I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

- ①小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円
 - ・小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり
 - ・小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備
 - ・特定不妊治療費助成事業の助成額を増額(年度10万円→年度1回10万円、2回まで)するとともに、所得制限を緩和。
- ②生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)の実施
次世代育成支援対策交付金(365億円)の内数
- ③妊娠中の健診費用の負担軽減 地方財政措置
- ④児童手当の乳幼児加算の創設 2560億円〔児童手当国庫負担金〕
 - ・19年4月から、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とする(参考)給付総額10,267億円(うち乳幼児加算分1374億円)

II 未就学期(小学校入学前まで)

- ⑤地域における子育て支援拠点の拡充 84億円
 - ・「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値6000か所の前倒し実施。
- ⑥病児・病後児保育の拡充
- ⑦事業所内託児施設設置の推進 23億円
- ⑧子どもの事故防止対策の推進 1.5億円
- ⑨就学前教育費負担の軽減 185億円

III 小学生期

- ⑩全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進 227億円
 - ・放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を19年度に創設。放課後子ども教室は新規事業として10,000か所、放課後児童クラブは「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値17,500か所を前倒し、20,000か所で実施。
- ⑪スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策
(参考)「子ども安心プロジェクト」20億円。うち、スクールバス活用推進事業1.1億円

IV 中学生・高校生・大学生期

- ⑫奨学金の充実 1224億円
 - ・114.3万人(前年度比5.2万人増)の学生等に奨学金の貸与

(2) 働き方の改革

- ①育児休業の取得促進のための育児休業給付の拡充 1212億円
 - ・育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%から50%に暫定的に引き上げ
- ②育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進 112億円
 - ・育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度の創設
- ③長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し 2.5億円
- ④パートタイム労働者の均衡処遇の推進等 8.6億円
 - ・パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進
 - ・短時間正社員制度の導入促進
- ⑤マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 20億円
- ⑥フリーター25万人常用雇用化プランの推進や、ニート等の若者の自立支援 244億円の内数
 - ・年長フリーターを正社員として雇用する企業に対する支援措置等の実施
- ⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動 0.5億円

(3) その他の重要な施策

- 企業の子育て支援税制の創設
 - ・企業が設置する事業所内託児施設に対する割増償却制度の創設
- 家族用住宅・三世同居・近居の支援

(4) 社会全体の意識改革のための国民運動の推進

- 少子化社会対策の総合的な推進 2.4億円
 - ・家族・地域の絆を再生する国民運動の展開等

平成19年度少子化社会対策関係予算案のポイント

1. 平成19年度少子化社会対策関係予算案の総額 1兆7,064億円

- 厳しい財政事情の中、前年度（1兆5,190億円）と比べて1,874億円増（12.3%増）の予算となっている。
（参考）概算要求額 1兆6,745億円
- 平成19年度は、平成17年度から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、昨年6月に政府・与党の合意を得て決定した「新しい少子化対策について」を踏まえ、①妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策を講じるとともに、②ワーク・ライフ・バランスの推進等、働き方の改革を進め、さらに、③社会全体の意識改革のための国民運動を推進する等、少子化対策を強力に推進する。

2. 少子化社会対策関係予算のポイント

※（ ）内は平成18年度予算額

〔1〕子育て支援策

I 妊娠・出産・乳幼児期

- ①小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実
【厚生労働省】261億円（242億円）
 - ・ 小児科・産科をはじめ急性期の医療をチームで担う拠点病院づくり
 - ・ 小児救急電話相談事業の充実強化等、小児救急医療体制の更なる整備
 - ・ 特定不妊治療費助成事業の助成額を増額（年度10万円→年度1回10万円、2回まで）するとともに、所得制限を緩和する。
- ②生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施【厚生労働省】
次世代育成支援対策交付金（365億円）の内数
 - ・ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
- ③妊娠中の健診費用の負担軽減【厚生労働省】 地方財政措置
 - ・ 妊娠中の健診費用の自己負担について、地方交付税による対応により、市町村が行う軽減措置を拡大

④児童手当の乳幼児加算の創設【厚生労働省】

2,560億円（2,271億円）[児童手当国庫負担金]

- ・平成19年4月から、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律10,000円とする

(参考) 給付総額 10,267億円 (うち乳幼児加算分 1,374億円)

II 未就学期

⑤地域における子育て支援拠点の拡充【厚生労働省】

84億円

- ・地域における子育て支援の拠点となる、つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業を再編し、児童館の活用も図りながら、子育て支援拠点の拡充を図る。「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施
- ※ 4,133か所(18年度) → 6,138か所(19年度)

⑥病児・病後児保育の拡充【厚生労働省】

- ・病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進する。

⑦事業所内託児施設設置の推進【厚生労働省】

23億円（9億円）

- ・事業所内託児施設の設置・運営を行う中小企業事業主に対する助成措置の拡充を図る。

⑧子どもの事故防止対策の推進【経済産業省】

1.5億円（新規）

- ・子どもの事故の未然防止に向けて、病院や保護者等から事故情報の収集を行い、有識者による分析等を実施(安全知識循環型社会構築事業)。また、子どもの安全の向上や健全な成長につながる製品や活動を表彰(キッズデザイン賞の創設)。

⑨就学前教育費負担の軽減【文部科学省】

185億円（181億円）

- ・幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減等を目的とした「幼稚園就園奨励費補助」の拡充

III 小学生期

⑩全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進

- { 放課後子ども教室【文部科学省】
- { 放課後児童クラブ【厚生労働省】

68億円（新規）

158億円（120億円）

- ・各市町村において、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を19年度に創設し、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健全な活動場所を確保
- ※ 放課後子ども教室は、新規事業として、平成19年度は全国10,000ヶ所の小学校区において実施
- ※ 放課後児童クラブの「子ども・子育て応援プラン」の21年度目標値17,500か所を大幅に前倒しするとともに、必要なすべての小学校区において実施
(放課後児童クラブ 14,100か所(18年度) → 20,000か所(19年度))

⑪スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策【文部科学省】

- ・ 路線バス等をスクールバスとして活用した通学路の安全対策の導入に向けた取組に対する支援等

(参考)

「子ども安心プロジェクト」 20億円（19億円）
うち、「通学路の安全確保のためのスクールバス活用推進事業」が1.1億円

IV 中学生、高校生、大学生期

⑫奨学金事業の充実【文部科学省】 1,224億円（1,134億円）

- ・ 無利子及び有利子奨学金の貸与人員の増員等により、114.3万人（前年度比5.2万人増）の学生等に奨学金の貸与

(参考) 事業費総額

8,503億円（7,999億円）

[2]働き方の改革

①育児休業の取得促進のための育児休業給付の拡充【厚生労働省】

1,212億円（1,001億円）

- ・ 育児休業の取得の促進を図るため、育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（うち、職場復帰後10%）から50%（同20%）に暫定的に引き上げる。

②育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進【厚生労働省】 112億円（48億円）

※一部、再掲を含む

- ・ 育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度の創設

③長時間労働の抑制等仕事と生活の調和を図るための労働時間法制の見直し【厚生労働省】 2.5億円（新規）

④パートタイム労働者の均衡処遇の推進等【厚生労働省】

8.6億円（6.4億円）

- ・ パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進
- ・ 短時間正社員制度の導入促進

⑤マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開【厚生労働省】 20億円（9億円）

⑥フリーター25万人常用雇用化プランの推進や、ニート等の若者の自立支援【厚生労働省】 244億円の内数

- ・ 年長フリーターを正社員として雇用する企業に対する支援措置等の実施

⑦働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動【内閣府】

0.5億円（0.5億円）

[3]その他の重要な施策

○企業の子育て支援税制の創設【内閣府、経済産業省】

- ・ 企業が設置する事業所内託児施設に対して、一定の要件に該当する場合に、割増償却制度を創設

○家族用住宅・三世代同居・近居の支援【国土交通省】

- ・ 地域優良賃貸住宅制度において、小学校就学児童のいる世帯も含め、家賃低廉化のための助成を推進
- ・ 子供の成長等に応じ間取り変更等が可能な耐久性・可変性に優れた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の行う証券化支援事業の枠組みを活用し金利優遇する優良住宅取得支援制度を拡充

[4]社会全体の意識改革のための国民運動の推進

○少子化社会対策の総合的な推進【内閣府】

2.4億円（1.4億円）

- ・ 少子化対策の推進に必要な政策研究、調査研究等の実施
 - ・ 家族・地域の絆を再生する国民運動の展開 等
- ※ 官民一体子育て支援推進運動を含む

少子化社会対策関係予算の概要（平成18年度予算及び平成19年度予算案）

少子化社会対策大綱の重点課題別項目		18年度予算額 (百万円)	19年度予算額 (政府予算案ベース) (百万円)	対前年度	
				増△減額(百万円)	増△減率(%)
1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち	若者の就労支援に取り組む	45,023	34,785	△ 10,238	△ 22.7
	奨学金の充実を図る	116,036	125,050	9,014	7.8
	体験を通じ豊かな人間性を育成する	16,795	9,962	△ 6,833	△ 40.7
	子どもの学びを支援する	8,382	11,454	3,072	36.6
	小計	186,236	181,251	△ 4,985	△ 2.7
2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業等におけるもう一段の取組を推進する	173	136	△ 37	△ 21.4
	育児休業制度等についての取組を推進する	103,366	129,351	25,985	25.1
	労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る	3,077	3,755	678	22.0
	妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める	575	525	△ 50	△ 8.7
	再就職等を促進する	2,155	7,185	5,030	233.4
小計	109,346	140,952	31,606	28.9	
3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	乳幼児とふれあう機会の充実を図る	401	271	△ 130	△ 32.4
	生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める	—	115	115	—
	安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める	72	154	82	113.9
	小計	473	540	67	14.2
4. 子育ての新たな支え合いと連帯	就学前の児童の教育・保育を充実する	330,630	347,395	16,765	5.1
	放課後対策を充実する	12,090	22,743	10,653	88.1
	地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る	13,663	13,321	△ 342	△ 2.5
	家庭教育の支援に取り組む	1,383	1,443	60	4.3
	地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する	2,322	2,715	393	16.9
	児童虐待防止対策を推進する	76,409	80,390	3,981	5.2
	特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する	180,897	183,111	2,214	1.2
	小児医療体制を充実する	17,477	19,561	2,084	11.9
	子どもの健康を支援する	5,371	6,996	1,625	30.3
	妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する	174,129	198,853	24,724	14.2
	不妊治療への支援等に取り組む	※	※	—	—
	良質な住宅・居住環境の確保を図る	35	35	0	0.0
	子育てバリアフリーなどを推進する	13,771	15,452	1,681	12.2
	児童手当を充実する	337,083	431,961	94,878	28.1
	その他	57,646	59,648	2,002	3.5
小計	1,222,906	1,383,624	160,718	13.1	
その他	70	70	0	0.0	
少子化社会対策関係予算	1,519,031	1,706,437	187,406	12.3	

注1： 表は、一般会計及び特別会計における少子化社会対策関係予算をとりまとめたもの。

注2： ※印は、「母子保健医療対策等総合支援事業（3,628百万円、4,191百万円）」に含まれているため特掲できないことを示す。

第1回「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略検討会議「働き方の改革分科会」	資料5
平成19年3月15日	

今後の議論の進め方について（案）

【基本戦略分科会】

検討テーマ

- ・経済支援の在り方(子育て支援税制・現金給付)
- ・働き方の改革を踏まえた子育て期の所得保障の在り方
- ・子育て支援策の財源
- ・制度的枠組みの再構築 など

第1回検討会議における意見

- ・まず、問題の所在と事実をどこまでも正確に把握することが必要(吉川委員)
- ・諸外国の事例も含めて、既に実施された施策について、なぜ効果があったのか、なかったのかを分析(吉川委員、佐藤委員)
- ・施策間の連携、特に働き方の見直しと地域の子育て支援強化の連携は大切(佐藤委員)
- ・我が国は出生率が低く、家族関係の社会支出も少ない。具体的に有効な対策をとったらどの程度の財政負担が生じるのか、数字を出していただきたい(尾身財務大臣)
- ・OECDの指摘によれば、保育所待機児童と経済的負担を解消すれば、我が国も出生率が2.0程度まで回復する余地がある(岩淵委員)
- ・国、地方公共団体、企業、地域社会の役割を明確にすべき(池田委員)

議論の進め方

- 国民の希望する結婚や出産と実態との乖離及びその要因の把握
 - ・人口構造の変化に関する特別部会議論の整理をもとに議論
- 諸外国の家族政策の概況のレビュー
 - ・先進諸国の家族政策の概況のレポート
 - ・各種家族政策の効果に関する研究成果の紹介
 - ・これらを踏まえた我が国の対策の課題の整理
- 「働き方の見直し」と「地域の子育て支援」に関する制度間・施策間の連携・整合性に関する課題その他の課題の把握
- 家族政策の費用及びその財源等の検討
 - ・財政的な規模に関するシュミレーション等
 - ： 先進諸国(例えばフランス)と同水準の家族政策を実施するとした場合
 - ： 女性の労働市場への参加が進み、かつ、国民の結婚や出産に対する希望が実現するとした場合 など
- 国、地方公共団体、企業、地域社会の役割についての整理

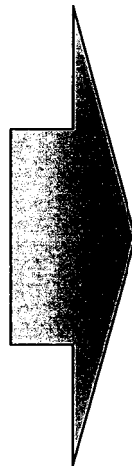
【働き方の改革分科会】

検討テーマ

- ・家族が共に過ごす時間が持てるワークライフバランス、子育てしながら働き続けられる多様で柔軟な働き方の実現
- ・若者の社会的・経済的自立を支援し、能力・才能を高めていくための人材力強化
- ・社会的責任を果たす企業の取組の促進と意識改革
など

第1回検討会議における意見

- ・重要なのは、働き方、仕事の進め方を見直すことにより、自己実現できる社会をつくとともに、企業の時間当たりの生産性を高めることであり、それが少子化対策にもつながっていく(樋口委員)
- ・働き方の二極化の解消、男女双方の仕事と私生活の調和の実現、男性の働き方・暮らし方の見直しを視野に入れながら議論していくことが必要(古賀委員)
- ・ワークライフバランス、多様な働き方の追求を、将来の投資と位置づけることが必要であり、企業の取組みに対する財政的支援、経済的インセンティブも必要(池田委員)
- ・日本企業はエネルギー制約、環境制約の中でイノベーションを起こしてきたが、時間制約も働き方の効率化に結びつくのではないかと(佐藤委員)
- ・経済産業研究所の研究レポートによれば、女性が第2子を産みたくなくなる最大の原因が、育児の大変さに対する理解のなさによる不信感、不満感であり、それを防ぐためには夫婦で特に平日の時間を共有し、育児を分担するということであった(甘利経済産業大臣)



議論の進め方

- 国民の希望する結婚や出産と実態との乖離及びその要因の把握
 - ・人口構造の変化に関する特別部会議論の整理をもとに議論
- 我が国の働き方の状況分析
 - ・我が国における働き方の現状(総労働時間、休暇取得等)
 - ・働き方改革を実践する先進的企業の取組の紹介等
- 生活との調和・自己実現を可能にする働き方の実現に向けた課題の整理
 - ・男女/正規・非正規/未婚・既婚等に関わりなく、個々人の選択による仕事と生活の調和・自己実現を可能にする働き方の確立
 - ・長時間労働の抑制や休暇の取得促進等の具体的課題
 - ・特に、子育て期の労働者(男女とも)に家族的時間を保障し、同時に就労継続を可能にする制度・施策の推進
 - ・生産性の向上、それを支える人材力の強化(特に、若年労働者・非正規労働者の能力開発・向上)
 - ・若年者の社会的・経済的自立支援の促進
- 働き方の改革の実効を高める方策の整理
 - ・地域や企業の取組の促進
 - ・関連施策との連携

【地域・家族の再生分科会】

検討テーマ

- ・子育て家庭を支える地域づくり(孤立化防止、地域の子育て支援拠点の整備、意識改革など)
- ・働き方の改革に対応した子育て支援サービスの見直し
- ・児童虐待対策、母子家庭・要援護児童支援など、困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化
など

第1回検討会議における意見

- ・国民の結婚や出産に対する希望を反映した試算では、30代前半の女性労働力率が現在の6割から8割に引き上がることを前提にしており、専業主婦モデルはもはや成り立たない。夫婦や家族が助け合い、企業が働き方を見直し、地域が支えなければ子育てはできない(岩淵委員)
- ・子育て家庭の料金を割り引く制度が約半数の県で導入されているが、子育て支援の雰囲気盛り上げる起爆剤として期待できる(岩淵委員)
- ・三鷹市の取組みの特徴は、その推進方法にある。多くの担い手に参加していただく協働と、地域コミュニティとの連携である(清原委員)
- ・フランスでは、普通の人々が普通の生活の中に仕事も子どもも持っているという状況で、女性が子育てするだけでなく、周りの人たちの支援、地域の支援、夫・家族の支援があって実現できている(樋口委員)

議論の進め方

- 国民の希望する結婚や出産と実態との乖離及びその要因と地域の課題の把握
 - ・人口構造の変化に関する特別部会議論の整理をもとに議論
- 育児不安の解消に向けた子育て家庭を支える地域の取組み
 - ・全戸訪問、つどいの場の提供、一時預かりなど子育ての孤立化防止の取組み強化
 - ・子育て家族支援(「親(になること)」支援)、地域の子育て支援力強化のための多世代参加、企業も含めた幅広い主体の参加による子育て支援活動の展開
 - ・安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の構築
- 結婚・出産・就労に関する国民の希望の実現に向けた様々な選択を可能にする子育て支援サービス
 - ・特に有配偶女性の労働力率の上昇(出産前後の就業継続、一旦労働市場を離れた女性の再チャレンジ)・男女双方の働き方の多様化に対応できる、制度的な対応を含めた子育て支援サービスの質・量両面での拡充
- 困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化
 - ・児童虐待・DVなど増加するニーズへの対応
 - ・社会的養護体制(里親・施設)の強化とその在り方・機能等の再検討

【点検・評価分科会】

検討テーマ

- ・「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」、地方公共団体、事業主の次世代育成支援に係る行動計画のフォローアップ、運用改善
- ・行動計画の数値目標(都道府県、市町村)見直しに向けた検討 など

第1回検討会議における意見

- ・既に実施された施策について、なぜ効果があったのか、なかったのかを分析(吉川委員、佐藤委員)
- ・これまでの施策や提言がなぜ実行できなかったのか、あるいは遅かったのか、評価と分析をきちんとした上で、この会議の検討結果が実効性のあるものになるようにしたい(古賀委員)
- ・政府の取り組みで一番遅れていたのは未婚化のところ。結婚したい人たちが結婚できていないとすれば、特にどこにその構造的な問題があるのかということをはっきりと明らかにして取り組むことは政府の課題になりうる(佐藤委員)
- ・地方公共団体で成功している例として、例えば福井県では3番目の子どもに対して医療費と保育料を3歳まで無料とし、出生率が1.5になった。宮古市では、子育て日本一を目指して窓口を一本化して取り組み、1.67という出生率になった。様々な施策を行えばできるということを踏まえて議論いただきたい(菅総務大臣)



議論の進め方

- 国民の希望する結婚や出産と実態との乖離及びその要因の把握
 - ・人口構造の変化に関する特別部会議論の整理をもとに議論
- 「子ども・子育て応援プラン」の進捗状況の把握
 - ・各省庁における施策の進捗状況を確認する
- 内閣府ホームページ意見募集による運用改善
 - ・内閣府HPに寄せられた意見に係る施策の実施状況、問題点や改善方向についての整理
- 重点的に点検・評価すべき項目の設定・議論
 - ・上記3点を踏まえ、重点的に点検・評価すべき項目を設定し、議論
 - ・関係省庁からの報告、企業や地方公共団体からのヒアリング、研究者等からのヒアリングを実施
- 問題点、取組方向の整理
 - ・他の分科会に報告するほか、今後の施策方向に反映